

ベンチャープラザ船橋入居企業等支援補助金

のお手続きについて

手続きフロー

4月30日まで

※入居時・卒業後に転居した年は、入居・転居から1ヶ月以内

商工振興課へ交付申請書類を提出

＜必要書類＞

- ☐ 交付申請書（第1号様式）
- ☐ 事業計画書（別紙1または2）
- ☐ 市税納付確認書（別紙3）
- ☐ 賃貸借契約書の写し
- ☐ 商業登記簿謄本（発行から3か月以内）
- ☐ 相手方登録申請（新規または内容変更時）

船橋市より「交付決定通知書」の送付

3月31日まで

※年度途中で補助金対象期間が終了する場合は、期間終了から起算して20日まで

商工振興課へ実績報告・交付請求書類を提出

＜必要書類＞

- ☐ 実績報告書（第5号様式）
- ☐ 事業報告書（別紙4または5）
- ☐ 市税納付確認書（別紙3）
- ☐ 交付請求書（第7号様式）
- ☐ 支払の記録（賃料納入証明書等）

船橋市より「補助金確定通知書」の送付

補助金のお支払い（年度分一括）

※実績報告受理後、1～2ヶ月後